

お客様各位

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の特別措置期間等の拡大について

当社は、2020年3月24日より新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客様について、特別措置を講じておりますが、現在の新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況を踏まえ、下記のとおり、支払期日等をさらに延長することにいたしました。

## 記

## 1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けており(または受ける手続きをされており)、かつ、一時的に電気料金の支払いが困難な事情があって、当社に特別措置適用の申出をされたお客様

## 2. 特別措置の内容

## ①電気料金の支払期日の最大5か月間延長

電気のご利用期間	(※)延長期間
2020年3月分(※1)、4月分、 5月分、6月分、7月分、8月分、 9月分、10月分	5ヶ月間
2020年11月分	5ヶ月間
2020年12月分	4ヶ月間
2021年1月分	3ヶ月間
2021年2月分	2ヶ月間
2021年3月分	1ヶ月間

(※1) 支払期日の延長は、支払義務発生日2020年3月19日以降となるものに限ります。

## 3. 特別措置のお申し込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客様は、下記までお問い合わせください。

スマ電®サービスセンター 0120-905-973 (月曜日～日曜日 10時～20時)

- 「スマ電のご契約者である」ことと「特別措置の申し込み」とお伝えください。

(※)クレジットカード、口座振替で電気料金をお支払いいただいているお客様においては、お申し出のタイミングによっては、既に決済手続きが完了している場合がございます。また、お支払い期限の延長を適用した場合は、コンビニ振込票または振込でのお支払いとなりますので、予めご了承ください。

以上